

第四十八号議案

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第三十条・第三十一条）」を「（第三十条―第三十二条）」に改める。

第三条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条第三項中「、第九条」を「から第九条の二まで」に改める。

第九条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により職員の就業環境が害されることを防止するための方針

の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第九条の二 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならぬ。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十九条第三項中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削る。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十七条の二 養護老人ホームは、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第二十八条に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第三十条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書

類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### （経過措置）

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第四項及び第二十七条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならぬ」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第十五条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第九条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第九条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

##### （提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第九号）の

施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。